

記入例

子育てのための施設等利用費請求書

(認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費用)

【 〇 年 〇 月 ~ 〇 年 〇 月分請求用】

(宛先) 栃

利用した年月を記入してください。

請求日 年 月 日

私(請求者)は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求します。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1、私と認定児童が、栃木市内に居住していることを栃木市が住民基本台帳で確認すること。
- 2、対象施設を実際に利用していることを認定されている保護者の方を記入してください。
- 3、利用料の支払状況を栃木市が確認すること。
- 4、課税状況を栃木市が確認すること。

認定されている保護者の方を
記入してください。
自署しない場合は、記名押印し
てください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	トチギ イチロウ	生年月日	H 10 年 2 月 17 日
氏 名	栃木 市郎	父	〒328-8686 栃木市万町9-25
(自署しない場合は、記名押印してください。)		と認 定の 定 統 児 童 柄 童	現 住 所

利用した児童を記入してください。
認定番号が分からない場合は、
未記入でも大丈夫です。

2. 認定児童(認定児童ごとに請求してください。)

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号		
生年月日	R 5 年 5 月 20 日	フリガナ	トチギ トチスケ
請求期間の住所		氏 名	栃木 とち介
☒ 現住所のとおりに ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で、転入又は転出に該当した場合			

1、で記入した保護者の方の振込先を記入してください。
初めての申請の時のみ記入して、2回目以降は、
振込先を変更したい場合に記入してください。

3. 償還払いの振込先を記入してください

金融機関名	銀行 信用金庫 農協・信用組合	口座番号	9 9 9 9 9 9 9
〇〇	△△	出張所	トチギ イチロウ

※1 振込先は上記の保護者名義のものを記入してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ	*****ホイクエン	施設・事業名	*****保育園	所在地	〒329-4404 栃木市大平町富田558 電話番号 0282-43-####
	契約している利用料※2	☐ 月額	円	☒ 日額	2,000	円
②	フリガナ	◇◇◇◇ホイクジョ	施設・事業名	◇◇◇◇保育所	所在地	〒329-4307 栃木市岩舟町静5133-1 電話番号 0282-55-####
	契約している利用料※2	☐ 月額	円	☒ 日額	2,500	円
③	フリガナ		施設・事業名			
	契約している利用料※2	☐ 月額	円	☐ 日額		円

利用した施設を記入してください。
利用料が分かる場合は、金額も記入してください。

<裏面も記入してください。>

(裏)

④	フリガナ		所在地	〒	—	
	施設・事業名			電話番号		
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒	—	
	施設・事業名			電話番号		
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒	—	
	施設・事業名			電話番号		
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額	円 □ 時間額	円

領収書の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」欄の金額を月ごとに記入してください。
一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターはそれぞれの金額を合算してください。
複数の施設を利用した場合も、合算してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て支援活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て支援活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※5	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)を添付してください。
また、子育て支援活動支援事業を利用した場合は、

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期)場合は、当該期間の平均月額を算定してください。(10円未満の端数は切り上げ)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円×終了日又は転出日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円×開始日又は転入日からの日数÷その月の日数

月額上限金額は以下のとおりです。
3歳児以上：40,300円
3歳児未満：45,700円

請求書には、
「特定子ども・子育て支援提供証明書」と
「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」の原本、
または、それに代わる書類の原本を添付してください。
なお、申請した書類はお返しできませんのでご注意ください。